

り災ごみ搬入時のお願い

千代田クリーンセンターに搬入されるり災ごみは、焼却施設で燃やして処理する可燃性ごみと破碎処理施設で処理される不燃性ごみがあります。

焼却施設や破碎処理施設では、分別の不徹底や大きさ・長さが不適切なものの搬入により、設備機器類の故障の原因となっています。置賜全域から搬入されるごみを円滑に適正処理出来るよう下記の受け入れ基準を守って搬入くださいますようお願いいたします。

受入出来ないごみ

- 基礎コンクリートや瓦礫・外壁材
 - ・石膏ボード、金属サイディング等
- 事業活動で使用していたもので不燃性のもの
 - ・機械器具（農機具や事務所等で使用していた機器）
 - ・多量のゴム、ビニール類（農業用ビニール等）
- 危険なものなど
 - ・消火器、ガスボンベ、バイク、バッテリー
 - ・薬品類、農薬、塗料
 - ・油類（灯油・ガソリン・廃油など）
- リサイクル法でさだめているもの
 - ・冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、冷凍庫、衣類乾燥機
 - ・パソコン
- その他
 - ・センターで適正処理できないもの（浄化槽、ボイラー等）

受入出来るごみ

- 燃やすごみ
 - ・木材、紙類、布類、厨芥類
 （受入出来ますが、前処理を必要とするものがありますので分別して搬入してください。）
- 燃やさないごみ
 - ・金属類（石油ストーブや台所用品等）
 - ・家電製品（リサイクル法以外のもの）
 - ・ガラスやプラスチック類（窓ガラスや各種容器類など）

燃やすごみと燃やさないごみは混ぜないで!

木材搬入の注意点

り災ごみの大半は、火災に遭った家屋の柱や構造材の木材となっています。しかし、千代田クリーンセンターの焼却施設のごみ投入口は「ダイオキシン対策特別措置法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の構造上の技術基準に合致した施設のため狭くなっており、大きなものや長いものが入らない構造になっています。そのため、センターでは、切断式の前処理機を設け細かく切断して処理しています。一度に大量に搬入される「り災の木材」については、対応が困難なため、下記条件での受入を行っておりますので注意してください。



★ 手降ろしの場合 ★

- 車両 : 2t車両まで
(ダンプ車両でないもの)
- 搬入量 : 1t/回まで
- 大きさ : 長さ**2m**まで
太さ**20cm**まで



★ ダンプ車両の場合 ★

(ごみピットへ直接投入)

- 車両 : 11tダンプ車両まで
- 搬入量 : 搬入時飛散しない量
- 大きさ : 長さ**50cm**まで
太さ**20cm**まで

※ ダンプ車は、木材搬入の場合のみです。搬入時に荷台のごみを確認させていただきます。混載や大きさの条件に合わない場合は、荷台での分別が困難なため受入出来ませんのでご注意ください。

注意! り災ごみ搬入時のその他の注意点

- 火災によるり災ごみは、消火確認後24時間経過後に搬入してください。
- スプレー缶等は、穴を開けてください。
- 乾電池、蛍光灯は、他のごみと分けてください。
- 市役所又は町役場の環境担当課で発行する「廃棄物処理手数料減免申請書」を持参して、ごみ搬入窓口へ提出してください。

わからないことがあったら?

置賜広域行政事務組合
千代田クリーンセンター
高島町大字夏茂2933
☎ 0238 (57) 4004

までお問い合わせください。